令和4年4月1日以降くるみん認定を申請される方

くるみん認定を申請される方は、基本情報等とあわせて以下の項目の公表をお願いします。

【くるみん認定の申請のための育児休業等の取得率】

※こちらは、くるみん認定の申請のための公表です。育児・介護休業法に基づく育児休業等の取得の状況は本ページ上方で入力をお願いします。

くるみん認定の申請のための行動計画の計画期間	年 月 日 ～ 年 月 日 ※西暦でご記入ください。
計画期間において配偶者が出産した男性労働者数に対する育児休業等（※）をした男性労働者数の割合	% ※小数第1位以下切り捨てでご記入ください。
計画期間において配偶者が出産した男性労働者数に対する育児休業等（※）をした男性労働者数及び育児目的休暇制度（※）を利用した男性労働者数の合計数の割合	% ※小数第1位以下切り捨てでご記入ください。
計画期間において出産した女性労働者数に対する育児休業等（※）をした女性労働者数の割合	% ※小数第1位以下切り捨てでご記入ください。
<労働者数が300人以下の一般事業主の特例>	
計画期間内に、小学校就学の始期に達するまでの子について、子の看護休暇を取得した男性労働者数（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）	【300人以下の事業主のみ】 人
計画期間内に、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者数	【300人以下の事業主のみ】 人
計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときの男性の育児休業等（※）取得率	【300人以下の事業主のみ】 %
計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者数	【300人以下の事業主のみ】 人
計画期間内の女性の育児休業等（※）取得率が７５%未満だった場合、計画期間とその開始前の一定期間（最長３年間）を合わせて計算した女性の育児休業等（※）取得率	【300人以下の事業主のみ】 %

労働者が 300 人以下の
一般事業主の特例の場合に入力